

使用 用 田 頁

ブレサンスロジンを読解法ヴァーサル管理組合（以下「管理組合」という。）はブレサンスロジンを管理する権利を有する者（以下「権利者」という。）の総数部分占有者及び占有者並びにその家族（以下「居住者」という。）の天賦の利益を維持するためにブレサンスロジンを読解法ヴァーサル管理組合規約（以下「規約」という。）の範囲に基き、次のとおりブレサンスロジンを読解法ヴァーサル管理組合規約（以下「本規約」という。）を定める。

第1条 黒田省は、本物件の専有部分及び専用使用部分の使用にあたり、次の行為をしてはならない。

- [illegible]

- Figure 10. (a) $\log_{10}$ of the ratio of the number of particles in the i th size class to the total number of particles, N_i/N , versus $\log_{10}$ of the particle diameter, d , for the particles collected from the atmosphere of the Fukushima Daiichi nuclear power plant. (b) $\log_{10}$ of the ratio of the number of particles in the i th size class to the total number of particles, N_i/N , versus $\log_{10}$ of the particle diameter, d , for the particles collected from the atmosphere of the Fukushima Daiichi nuclear power plant. The data are shown for the particles collected from the atmosphere of the Fukushima Daiichi nuclear power plant. The data are shown for the particles collected from the atmosphere of the Fukushima Daiichi nuclear power plant. The data are shown for the particles collected from the atmosphere of the Fukushima Daiichi nuclear power plant.

- (17) ペルニー等の手摺、フェンス又は窓枠、衣服、靴物、袋物等を干すこと
- (18) 炭火及びエントランツ線受の文字に記号のものを使用すること
- (19) 母音部分を發力型その他は合符國庫の發音法等として使用すること
- (20) その他、公平取引に反する行為及び他の臣民に迷惑、妨害を及ぼす行為をすること

第2条 居住者は、本物件の共用部分の利用にあたり、次の行為をしてはならない。

- 人々を驚かす

- (3) 専車場以外の場所に三脚車を設置すること
- (4) バイク装束以外の場所にバイクを設置すること
- (5) バイク、自転車等の二輪車以外の物品を設置すること

第3条 規約第15条により駐車場を使用する区分所有者は、所定の増式によって管理組合に申込みのうえ、管理

② 駐車場に空きが生じた場合は、あらかじめ所定の形式によって、管理組合に申込み、抽選等により、管理組合と駐車場使用契約を締結する。

- [illegible]

(1) 指定駅は、同一駅に停車し、他人の駐車は罰金等の表示しないこと

- (2) 自動車等以外の物を置かないこと
- (3) 警備、空ふかし、その他、他人に迷惑を及ぼす騒音をできるかぎりで禁じること
- (4) 場内においては、喫煙、その他汚気を使用しないこと
- (5) ガソリン、揮発油、軽油、灯油又は引火性の油類のもの、その可燃液体を一容器に盛めないこと（自動車等の燃料タンク内の燃料を除く。）
- (6) 自動車等を廻るときは、必ずドアの錠錠、サイドブレーキの取組、アンテナの格付け、遠隔、移動防止に留意すること

(8) 場内の施設又は様式等に協賛の表示をなすときは、速やかに管理組合に連絡し、その撤去に努むこと。

- その第一項の附帯事項は附帯的の定めに従う

第4章 日本と世界の文化

- (1) 運動衫以外のものを入れないこと
- (2) 生もの等腐敗の恐れのあるものは早く取り出し、宅肥ボックス内に放置しないこと

- (3) 何種の変更を要した場合はその旨を管理組合に連絡し、その指示に従うこと
 - (4) 火災警報装置内又は、その付近においては起爆警報火器を使用しないこと
 - (5) 火災警報装置を損傷し、若しくは汚損したときは速やかにその旨を管理組合に連絡し、その指示に従って修理すること
 - (6) キアの側面は他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること
 - (7) ガラス、鏡、硝子、硝子板等又は引火性の高いもの、その他危険と認められる物品は内外を問わず、切らずに取除くこと
 - (8) その他火災警報装置の使用に關しては、定められた取扱い方法を守ること
 - (9) 火災警報装置での故障、紛失等について、管理組合は一切その責任を負わないこと
2. 前述の項表のほかに、管理組合が宅配ボックスの管理上必要な規定等を作成し、又は変更して、これを居住者に通知し、若しくは適宜な場所に掲示したときは居住者はこれを遵守しなければならない。

第11条 管理組合の管理

第11条 区分所有者、占有者、又は第三者が共用玄関の鍵及びその他の共用出入口の鍵と共通鍵となっている鍵、若しくは共用部分の鍵を紛失（盗取を含む）した場合には、共用玄関等を含まず共用部分の鍵前及び共用部分のすべての玄関を換鎖する責を負わないものとする。

第12条 管理組合への通知事項

第12条 居住者は次の行為をするときは、事前に管理組合に通知しなければならない。

- (1) 共用部分の第三者に共用部分を占有させること
- (2) 長期不在
- (3) 有価、移転、売却

管理組合の承諾事項

第13条 居住者は、次の行為をするときは事前に管理組合に届け出、その承諾を得なければならない。

- (1) 共用部分の敷地及び附属施設にあらからしめ設置された範囲をこえる広告物、看板、標識等を設置すること
- (2) 電気、ガス、給排水設備の新設、改装、変更
- (3) 他の居住者に迷惑を及ぼすおそれのある専有部分の増築工事
- (4) 大型金庫、大型ピアノ等重量物の搬入、搬付、移転
- (5) 花火、弓矢、爆発物その他のあるものの搬入、使用
- (6) 共用部分の壁面、土台の搬入、据置等により現状を変更すること
- (7) 共用部分以外の敷地への停車又は駐車

請求保留

第14条 居住者は請求の処理につき、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 各専有部分より各請求は、自治体の定める方法により、管理組合指定場所に出すこと。
- (2) 請求がある場合は、あらかじめ所轄の消費事務所と連絡、打合せのうえ、その指示に従って処理すること

- (3) その他、所轄の消費事務所の指示に従って処理すること

共用部分等の日常使用

第15条 各居住者は、通常の生活の端として使用する共用部分等の日常の清掃をする。

- (第10条の改正)
- 第10条 居住者は、防犯、火災予防と別に注意し、盗難、火災等発生の場合は、所轄警察署、消防署に連絡すると共に管理組合に報告する。

- 2. 盗犯等が発生が行為をしないよう事故再発防止の防止にととめる。

(原住戸の募集)

第11条 本条例は、条例施行の日から効力を発する。

以上

小 説 物 語 名 義 学 義 佐 一 郎 創 作

プレサンスロジエ名義手環境ヴォーナル
小動物飼育細則

プレサンスロジエ飼育環境ヴォーナルを管理組合（以下「管理組合」という。）は居住者の共同の利益を守り、快適な共同生活を送るためにプレサンスロジエ名義手環境ヴォーナル管理規約（以下「規約」という。）第1条第18条の規定に基づき、次のとおりプレサンスロジエ名義手環境ヴォーナル小動物飼育細則（以下「本細則」という。）を定める。

第1条 本細則はプレサンスロジエ名義手環境ヴォーナルで小動物を飼育する際に、その飼育者が厳格に遵守しなければならない小動物を飼育する者に対する義務を規定したものである。居住者は本細則を遵守することを契約できる場合のみ、小動物の飼育を認められる。もし、本細則に違反し、他の者に迷惑をかけた場合は、プレサンスロジエ名義手環境ヴォーナル管理組合を運営する（以下「管理組合」という。）の権限に従わなければならない。

第2条 本細則でいう小動物とは、犬類（成獣時の体重8kg未満まで）をいう。但し、盲導犬等は全施設に飼育できるものは、体長の制限を除く。

第3条 飼育できる小動物は一住戸二匹で、二匹族以上が飼育している場合でも例外は認めない。

第4条 小動物の飼育を希望する者は、本細則の遵守を誓約し、小動物飼育届を管理組合に届けなければならない。併せて、上下、左右に接する居住者に充分に配慮しなければならない。

第5条 プレサンスロジエ名義手環境ヴォーナルの階層で静かな住環境を保持するために、小動物飼育者は以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 小動物の飼育は原則として室内での飼育に限るものとし、室内で飼育などの一時的な利用を除き、バルコニー及びルーファバルコニー、雨下時に飼育用小型等を設置しての飼育は不可とすること
- (2) 飼育者は小動物の生態を研究し、常に良好に飼育すること
- (3) 犬で定められた予防接種及び健康を確保に行い、獣医師による健康診断、治療等を受け、飼育する小動物を常に健康に保つこと
- (4) 小動物を共用部分等（エレベーター、通路など）に連れて出る場合は、必ず容器に入れる、抱きかかえる、リード（引き綱）をつけるなど迷惑防止に努めること
- (5) 小動物の排泄物、フライングダスは必ず指定された場所で行うこと（バルコニー及びルーファバルコニー、階下等での小動物の排泄物は禁止とすること）
- (6) 異常な鳴き声や化果で近隣を不快にすることがないよう責任をもって飼育管理し、必要に応じて三動、六動等を使用すること
- (7) 夜間（午後10時以上）の時間帯で吠える場合は、小動物を小動物ケージ、知人宅等に預けること
- (8) 犬の排泄物、尿を適切に処理し、必ず指定された場所で行うこと

第6条 小動物が道路に横断する場合は、その飼育者は横断を止めるか、必要に応じて、横断を止める。

第7条 管理組合は、本細則に違反し、居住者に著しく迷惑をかけた者に対して、小動物の飼育を禁ずることができ、また過去に悪質な飼育をおこなった者に対して二年度の飼育を許可しないことができる。

第8条 本細則は、規約発効の日から効力を発する。

以上

デジタル著作権管理 (DRM) の利用

ザン・スロジニ名護佐用ル則

ブレインスロンジの経営者達が「グーグル」に型どって、「バイク・ウェル」（以下「バイク置場」という。）という、
 右側には「バイク置場」を日語としてブレインスロンジを略称で表す「ブイ」を各に基づき、
 左のほうは「バイク置場」を英語で表す「バイク」を各に基づき、（以下「本雑誌」という。）を定めるものとする。

第一、各インデックスは、臨時に組織でさる重直は原則として、原動二輪（区域内に収まるインデックス）に基づき、普通組合に届け出た二輪乗務で、インデックス（以下「二輪乗務」という。）とし、本組訓に基づき、普通組合に届け出た二輪乗務で、管理組合より登録証（インデックス）の発行を受け、その証を二輪乗等に貼ってあるものに限るものとする。

第2条 バイグン市場が使用希望者は、組合所定の中込書に必要事項を記入のうえ、管理者に提出す

第3条　パイプ状壁紙の使用にあつては、下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 車内に迷惑を及ぼすアイドリング運転、からぶかし等の騒音を出來る限りしないこと。
 - (2) 所定の場所に整然と駐輪し、他の二輪車の出入りを妨げる駐輪をしないこと。
 - (3) バックリ留付の効率的運用を図るため、不用な二輪車等は、各自、進やりに処分すること。
- 低・乗二輪車等は、各自の責任において、保管・管理するものとし、盗難、事故等が発生した場合の損害については、各運賃組合はその責任を一切負わないものとする。

「**生**」

第1条 本組員は、規約発行の日から効力を発する。

システムソフトウェア名 護手護佐ブオール
本一ムオフイス使用細則

（４）ゴミ処理

第 11 条 市庁部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、ホームオフィスで生ずる事業等一般廃棄物、産業廃棄物等及び大量のゴミの処理については、発生の数量処理し、居住者の責任と負担において対応すること。また、悪臭の発生等により他の居住者に迷惑を及ぼさないようにすること。なお、対象物等内のゴミの整理及び利用部分には関係が一切でないこと。

（５）営業時間

第 12 条 市庁部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、営業時間を午前 8 時から午後 10 時の間に設定するものとする。また、営業時間内であっても午後 7 時以降は他の居住者にできるだけ迷惑が及ばないように対応しなければならない。営業時間前の準備及び営業時間後の後かたづけについても同様とする。

（６）駐車場

第 13 条 乗客者の車両については、専有部及び一部をホームオフィスとして使用する居住者の責任において管理するものとする。

（その他）

第 14 条 ホームオフィスの乗客に伴う自転車及びバイク等については、住民の迷惑とならなように各ホームオフィスにおいて責任ある管理を行うこと。

（その他規定）

第 1 条、本規則は、施行期日の日から発効を奏する。

プレスリリース
ロジエ名護学佐布オー
庭使 用 細 則

プレイサンス ロジェを名義責任オーナー（以下「名義責任者」という。）の該当住戸に設置される専用庭の使用について、本施設使用規約第14条、第15条及び別添第3に基づき、専業主庭の使用に關し、専用庭使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（目的の整理）

第1条、居住者は、その責任と負担において専用庭の維持、修繕及びゴミ処理その他の専用庭の通常の使用に伴う管理を行わなければならない。専用庭の外周にある構造物（目隠しフェンス等）についても同様とする。ただし、その構造物の修繕及び改築工事については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。

（禁止事項）

第2条、専用庭の使用に關し、以下の各号に掲げる行為をしてはならない。
一、フェンス・ガラス全体としての損壊等を行ったり、又は階上の住戸及び隣戸の庭壁、日窓、通風に影響を与える樹木等の植栽及び設置（種、高さ、根等のポール、結束、メンテナンス、支柱の設置を含む）

二、家畜、介虫、物置、地下埋等の工作物の建築設置

三、コンクリート等の打設を伴う工事（通ねどけを越える）の池、水槽等の設置

四、ガレージ、その他の用途等で通常の庭以外に使用すること

五、住戸の埋め等のボーリング

六、ハットが通等のベースタングの設置

七、溝壁の設置を伴うプランコ、縦格、サベリなどの建設器具の設置

八、通常の庭園打以外の照明器具の設置

九、延焼の危険を伴う物干し台の設置

十、ゴミ、社装等の焼却、たき火、その他燃焼、臭気を生ずる行為（屋外バーベキュー等に類するものを含む）

十一、花鈴等により近所に迷惑を及ぼす恐れのある樹木の植栽

十二、多数の土砂の搬入、搬出

十三、畑として耕作すること

十四、その他原状を大幅に変更する行為及び管理組合が禁止した行為

十五、危険物を貯蔵すること

十六、水、養分等、庭物の飼育場所を利用すること

（原状回復義務）

第3条、専用庭の使用により配線、配管、フェンス及び通風その他の使用部分等を毀損し、又は本マンション内における年間全庭の被害を生ずる行為を行ったときは、当該居住者がその責任と負担において原状回復及びこれにより発生した損害を賠償しなければならない。

（効力発生）

第1条、本細則は、本施設管理規約発効の日から効力を発する。

グレース・スロージエ名譽手帳佐ブオール
防犯カメラ運用細則

ブレイクシステム管理者の役割

本規則は、ブレイクシステム管理者が設置した防犯カメラ設備の利用にあたり、設備の適法かつ有効な利用を目的としてブレイクシステム管理者が防犯カメラ管理規則第18条に基づき、次のとおり防犯カメラ運用細則を定めるものとする。

(管理・運用)

第1条 防犯カメラ設備（画像データ保存を含む。）の管理・運用は管理者が行う。また、管理者は防犯カメラの性能（防犯用であること）をよく理解し、居住者等のプライバシーの保護に留意した管理・運営をするものとする。

(再生・閲覧について)

第2条 画像データの閲覧は申請者等の申し出の内容により管理者が閲覧の是非を判断し、閲覧の必要があると認められるのであれば、管理者が貸し出しを行う。また、申し出の際には閲覧の必要性を記載した申出書により申請するものとする。

第3条 閲覧する場合に本人及び知照者の同意をする場合に限り画像データの再生・閲覧を認めるものとする。

- (1) 窃盗・痴漢等が発生した場合
- (2) 他の居住者に著しい迷惑を及ぼす行為があった場合
- (3) 共用部分等及び駐車区域への悪質な侵入があった場合
- (4) その他管理者が画像データの再生・閲覧の必要性を認めた場合

(7) 犯罪捜査について

第3条 閲覧する者は、知りえた内容につき記録簿を記し、第三者に開示内容を明らかにしない。

(記録帳への協力)

第4条 警察官等において、犯罪捜査に必要と認められる場合において、当局より閲覧・録画・複製等が求められた場合、管理者はこれに協力することができる。

(防犯カメラ運用細則の発効)

第5条 本規則は、発効発効の日から効力を発する。

以上

ブレイクシステムの管理

ブレイクシステム管理者が設置した防犯カメラ設備（以下「管理組合」という。）は、床材を変更する工事等は、管理組合第17条第1項に該当するので、申請及び承認事項の基準を下記のとおり定めるものとする。

(申請及び承認事項の基準)

1. フローリング改修工事を予定している区分所有者は、事前に、隣下及び左右の区分部分の所有者および占有者に工事の内容を十分説明し、管理組合に協議並びに修繕工事費等に關する誓約書を各2通申請するものとする。

2. フローリング改修工事の申請が出た場合、管理組合としては、仕様を十分検討し、騒音問題等が発生しないように、対策及び指導を行うものとする。

3. 申請者は、管理組合の許可を得た後、工事に着手するものとする。

(許可条件)

① 騒音問題が発生した場合、申請者である区分所有者が責任をもって、確実に騒音対策を実施する旨を誓約すること。

② 万 一、騒音問題が解決しない場合は、管理組合の指示に基づき原状回復の工事を、申請者である区分所有者の責任及び費用にて実施する旨を誓約すること。

③ 床仕上げ材のフローリング等の遮音性能（日本建築学会の基準）については、遮音等級ALL（D）ー3等級以上の性能を確保できる工法とすること。

品 出 書 式



専有部分修繕等工事に関する申請書・誓約書

年 月 日

プレンサンスロジエ名義平塚住ヴァーナル管理組合
管理組合

申請者 (区分所有者)
(住戸番号) 号
(氏 名)

印

- 1 作業実施日 日 月 日
(予定)
- 2 作業場所 (修繕する室名 間……リビングルーム)
- 3 作業内容 (仕様)
- 4 施工会社 (現場責任者名) 氏

私はプレンサンスロジエ名義平塚住ヴァーナル 号の専有部分の修繕等工事にあたり、管理規約第17条第2項に基づき、下記条件を遵守することを誓約し、工事施工の許可を申請いたします。

記

- ① 施工前には、下階、左右等の住戸に説明いたします。
- ② 騒音問題が発生した場合は、申請書である区分所有者が責任をもって、騒音に被害対策を実施いたします。
- ③ 万一、騒音問題が解決しない場合は、組合の指示に基づき現状復帰の工事を、申請者である区分所有者の責任及び費用にて実施いたします。
- ④ 床仕上のフローリング等の障害性低減(日本建築学会の基準)については逆さ等級し1ー40以上の性能を確保できる工法といたします。

以 上

年 月 日

上記、誓約書に基づき修繕等工事の着手を承認します。

プレンサンスロジエ名義平塚住ヴァーナル管理組合
管理組合

印

①24時間以内で無休で作業を行う必要はありません。
②24時間以内で作業を行う必要はありません。
③その作業内容が他の住戸に影響を及ぼす場合は、事前に説明し、その旨を他の住戸に伝える必要があります。
④その作業内容が他の住戸に影響を及ぼす場合は、事前に説明し、その旨を他の住戸に伝える必要があります。

第三者使用に関する届出

年 月 日

プレンサンスロジエ名義平塚住ヴァーナル管理組合
管理組合

印

(区分所有者)

この際、私の所有する住戸等を次のとおり第三者に使用させることになりましたので、管理規約第19条第2項の規定に基づきお届出します。

使用住戸番号 使用者の人数(予定)日

使用 者 氏 名 年 月 日

区分所有者との関係

係(該当項目を○ 貸借人 親子 兄弟姉妹 親戚
で囲む。) 使用人 その他 ()

使用者の誓約事項

私は、管理規約第20条に定める暴力団員ではないと宣言します。又、当該住戸等を借与するにあたり、力団員にならないことを誓約します。

年 月 日

(使用者) 氏名

印

区分所有者の (住 所)

連絡 (転出) 先

年 月 日

ご記入いただいた個人情報は印刷物とは異なります。

①所在地の住所
②住所の住所
③住所の住所
④住所の住所
⑤住所の住所
⑥住所の住所
⑦住所の住所
⑧住所の住所
⑨住所の住所
⑩住所の住所
⑪住所の住所
⑫住所の住所
⑬住所の住所
⑭住所の住所
⑮住所の住所
⑯住所の住所
⑰住所の住所
⑱住所の住所
⑲住所の住所
⑳住所の住所
㉑住所の住所
㉒住所の住所
㉓住所の住所
㉔住所の住所
㉕住所の住所
㉖住所の住所
㉗住所の住所
㉘住所の住所
㉙住所の住所
㉚住所の住所
㉛住所の住所
㉜住所の住所
㉝住所の住所
㉞住所の住所
㉟住所の住所
㊱住所の住所
㊲住所の住所
㊳住所の住所
㊴住所の住所
㊵住所の住所
㊶住所の住所
㊷住所の住所
㊸住所の住所
㊹住所の住所
㊺住所の住所
㊻住所の住所
㊼住所の住所
㊽住所の住所
㊾住所の住所
㊿住所の住所

大英
 一千九百零九年
 九月一日
 九月一日

三、

小動物の飼育と飼育設備の整備

2002年
 12月
 12日

44

永保(サウズ)エドワード(サウス)は、グロスターで小規模の商賣をするにあらたに、デヴィン・スミスに、

名 西 幸 洋 氏 一 九 八 八 年 西 田 幸 洋 氏 と し て 登 載 下

一九四九年一月一日

卷之五 雜著

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

上

[illegible]

Figure 1

怎样处理这些“问题”呢？

② 日本經濟團體聯合會の報告

[illegible]

東京電機工業株式會社








Figure 1. Schematic representation of the experimental design. The subjects were divided into two groups: a control group (C) and an experimental group (E). The control group received a standard treatment (C), while the experimental group received a treatment (E) that was designed to improve the control group's performance. The subjects were then divided into two subgroups: a control subgroup (C) and an experimental subgroup (E). The control subgroup received a standard treatment (C), while the experimental subgroup received a treatment (E) that was designed to improve the control subgroup's performance. The subjects were then divided into two subgroups: a control subgroup (C) and an experimental subgroup (E). The control subgroup received a standard treatment (C), while the experimental subgroup received a treatment (E) that was designed to improve the control subgroup's performance.

私は、本居出国現在、下野の小動物を飼育しており、そのでた用けいたし、まふ。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1) 小動物の種類 | 犬、猫、その他 |
| 2) 犬の種類 | ブードル、ボメラニアン等 |
| 3) 犬の性別 | 雄、雌 |
| 4) 犬の愛称(名前) | |
| 5) 犬の生年月 | 年 月 |
| 6) 犬の推定年齢 | 歳、約 才 |
| 7) 犬の平素 | |

 NATIONAL SCIENCE FOUNDATION

知
中
之
心

www.elsevier.com/locate/jmb

Figure 1. The study area and the location of the sampling stations.

○張氏之題名

電機設備及工事業の業務

③その結果を整理組合及び「*ニッポンの経済発展*」に報告していただく

“...and the first of these is the fact that the world is not a uniform whole, but a collection of many different parts, each of which has its own special characteristics and its own special history. This is the first of the many facts which we must take into account when we try to understand the world as it is, and not as we wish it to be.”

ホームページ利用規約（使用届・契約书）

プレサンスロジック名義で運営されるホームページ
管理者 様

年 月 日

（区分所有者） 様
〒 番 号

私は下記の通り小型バイク・バイク乗務（使用・稼働）について、ここにお届けいたします。
なお、管理規約及び使用届・契約書に違反した場合は、管理組合の決定に従います。

出 発	使用花巻	台 数
	バ イ ク	台

使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
※解任の中山がない場合は自動更新とする。
（使用開始予定日 年 月 日より）

※発行日 年 月 日

プレサンスロジック名義で運営されるホームページ
管理者 様
〒 番 号
私は下記の通り小型バイク・バイク乗務（使用・稼働）について、ここにお届けいたします。
なお、管理規約及び使用届・契約書に違反した場合は、管理組合の決定に従います。

別記様式

プレサンスロジック名義で運営されるホームページ
管理者 様

（申請者）
プレサンスロジック名義で運営されるホームページ
管理者 様

私は、プレサンスロジック名義で運営されるホームページの管理規約をホームページとして利用したいので、
ホームページの管理規約の範囲により以下のとおり申請いたします。

1. 業務開始日 年 月 日

2. 業務開始時間 午前 午後 午前 午後

3. 車 号 等

4. 業務の種類

5. 業務内容

プレサンスロジック名義で運営されるホームページ
管理組合 様

（契約者）
プレサンスロジック名義で運営されるホームページ
管理組合 様

私は、プレサンスロジック名義で運営されるホームページの一部をホームページとして使用するにあたり、
ホームページの管理規約、管理規約の内容を遵守し、他に危害、迷惑をかけません。万一違反した場
合には、ホームページの管理規約第1条に基づき、管理組合の指示に従うことを誓約いたします。

④ 切り取り

⑤

プレサンスロジック名義で運営されるホームページ
管理者 様

（申請者）
プレサンスロジック名義で運営されるホームページ
管理組合 様

私は、プレサンスロジック名義で運営されるホームページの一部をホームページとして使用するにあたり、
ホームページの管理規約、管理規約の内容を遵守し、他に危害、迷惑をかけません。万一違反した場
合には、ホームページの管理規約第1条に基づき、管理組合の指示に従うことを誓約いたします。

④ 切り取り

⑤

この記入した記入用紙は、プレサンスロジック名義で運営されるホームページの管理規約の範囲により以下のとおり申請いたします。
なお、管理規約及び使用届・契約書に違反した場合は、管理組合の決定に従います。

別添様式

ホームオフィス使用中止届

プレサンスロジエ名議学茂佐ヴァール管理組合
管理室

(届出者)
プレサンスロジエ名議学茂佐ヴァール
管理室

年 月 日

私は、プレサンスロジエ名議学茂佐ヴァールの居間としての使用を中止したいので、ホームオフィス使用届開第5条の規定により以下のとおり届出いたします。

使用中止日 年 月 日

切り取らない

ホームオフィス使用変更申請書

プレサンスロジエ名議学茂佐ヴァール
管理組合管理室

(申請者)
プレサンスロジエ名議学茂佐ヴァール
管理室

年 月 日

私は、使用中のホームオフィスについて変更を希望いたしますので、以下のとおり申請いたします。

1. 変更開始日 年 月 日
午前 午後 午前 午後
2. 業務時間帯 午前 午後 午前 午後
3. 居間室 午前 午後 午前 午後
4. 業務の種別 午前 午後 午前 午後
5. 業務内容 午前 午後 午前 午後
6. その他 午前 午後 午前 午後

ホームオフィス変更許可書

プレサンスロジエ名議学茂佐ヴァール
管理室

プレサンスロジエ名議学茂佐ヴァール管理組合管理室
申請のあったホームオフィスの変更について、承認いたします。

ご記入いただいた内容が、居間の利用目的に適合しているものと見なされます。

① 居間の利用目的
② 居間の利用時間
③ 居間の利用人数
④ 居間の利用時間帯
⑤ 居間の利用時間帯
⑥ 居間の利用時間帯
⑦ 居間の利用時間帯
⑧ 居間の利用時間帯
⑨ 居間の利用時間帯
⑩ 居間の利用時間帯

プレサンスロジエ名議学茂佐ヴァール管理組合
管理室

申請年月日 年 月 日

申請者

部屋番号

氏名

印

防犯カメラ映像閲覧予約書兼申請書

次のとおり、防犯カメラの映像の閲覧を申請いたします。なお、閲覧申請希望の下記映像の内容について、必ず第三者に口外せず、その内容を漏洩することを厳禁いたします。

I 閲覧希望日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
II 閲覧同伴者氏名 (同伴の方の署名・押印要)	
III 閲覧理由 (目的)	
IV 映像	
① 日 時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
② 場所	

キリトリセン

年 月 日

号室

棟

上記、申請書に基づいて閲覧を (承認 ・ 不承認) します。

不承認の場合の理由

プレサンスロジエ名議学茂佐ヴァール管理組合

管理室

印

ご記入いただいた内容は、居間の利用目的に適合しているものと見なされます。

① 居間の利用目的
② 居間の利用時間
③ 居間の利用人数
④ 居間の利用時間帯
⑤ 居間の利用時間帯
⑥ 居間の利用時間帯
⑦ 居間の利用時間帯
⑧ 居間の利用時間帯
⑨ 居間の利用時間帯
⑩ 居間の利用時間帯

プレザンブロジェを駐車場管理組合（以下「用」という。）と
「用」という。）とあり、以下のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」と
いう。）を締結する。

第1条 中台プレスロジエ免租手改佐ヴァール管理規約第15条に基づき、駐車場のう
ち一区画を乙に使用させることを約する。

第2条 乙は、使用する自動車（以下「自動車」という。）をあらかじめ甲に届け出なけれ
ばならない。

第3条 乙は前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届け出なければならない。

第4条 使用料金は後示のとおりとし、乙は毎月の管理費等の支払方法に準じて駐車場使用
料金を甲に支払う。

第5条 乙は前項の使用料金を甲が状況に応じ決定することを了承するものとする。

第6条 使用期間は後示の通りとする。

第7条 乙は、前項の他両期間満了前でも甲に予告して、予告した翌月末日をもって本契約を解
約することができる。

第8条 第1項の使用期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何れの車が出ないときは、本
契約は1年間同一条件をもって更新されるものとし、その後も同様とする。

第9条 乙は駐車場の使用権を他に譲渡し、又は転貸することができない。ただし乙は、
本契約書と署名を備に記録された住所の右所有者に限り、自己の責任と負担において、駐車
場を使用させることができる。

第10条 乙は駐車場を管理する管理者の注意をもち、次に掲げる行為をしてはなら
ない。

一 指定駐車位置に駐車し、他人の駐車位置等他の場所に駐車しないこと。

二 自動車等以外の物を置くこと。（自動車以外の物を置く場合は、管理組合の承認
を必要とする。）

三 警備、要ふかし、その他、他人に迷惑を及ぼす行為をできるかぎりしないこと。

四 場内においては、喫煙、その他火気を使用しないこと。

五 ガソリン、揮発油等引火性または引火性の高いもの、その他危険物を一切持ち込まな
いこと。（自動車の燃料タンク内の燃料を除く。）

六 前条各号に規定するものの他駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為をする
こと。

七 前項の規定の日が日付が駐車場の管理上必要な規範等を作成し、又は変更して、これを乙
に通知し、無視して適当な場所に掲示したときは乙はこれを守らなければならない。

第7条 駐車場内において自動車等が盗難、衝突、接触等の事故を起こし、または天災地変、
水災その他の事由により滅失、毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に乙が損害賠償その他の
一切の責任を負わない。

第8条 この次に掲げる事項に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。

一 本契約の条項に違反したとき

二 管理規約第15条第5項に該当するとき

第9条 前両期間満了、解約又は契約の解除によって本契約が終了した場合、乙は無条件に
て直ちに使用駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第10条 本契約期間中に管理者が交代した場合にも、本契約上の価値債務は承継される。

第11条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上協議をもちて処理しなければ
ならない。

駐車場所在地 沖縄県名護市平波佐の森5丁目7番2
使用位置 _____（番）
登録車 名 _____ 登録番号 _____ 車体色 _____

当初の使用料金（1区画分月額） _____円
（以後は毎年通常総会で定められた額）

使用期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

上記契約の証として、本契約第2条を作成し署名押印の上、甲乙各1通を締結する。

年 _____月 _____日

甲 沖縄県名護市平波佐の森5丁目7番2
プレザンブロジェを駐車場管理組合
事務員役者 株式会社琉球くるる会
代表取締役 _____ 印

乙 住居番号 _____ 号
氏 名 _____ 印

プレサンスロジエ名護宇茂佐ヴォール
暫定駐車場使用契約書

プレサンスロジエ名護宇茂佐ヴォール管理組合（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間において、以下のとおり暫定駐車場使用契約（以下「本契約」
という。）を締結する。

第1条 乙は本契約が課金の駐車場区画を一時的に使用することを目的とする暫定契約であ
ることを承認する。

第2条 乙は第1項の主旨を承認し、1区画目及び2区画目の駐車場使用契約者を優先するた
め、駐車場の任意の位置への変更、契約等に随時応ずるものとする。ただし、契約に
ついては、第4条によるものとする。

第3条 乙は、使用する自動車（以下「整頓車」という。）をあらかじめ甲に届け出なけれ
ばならない。

第4条 乙は前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届け出なければならな
い。前項の届出金は後示のとおりとし、乙は毎月の管理費等の支払方法に従って、駐車場使
用料を支払う。

第5条 甲及び乙は、前項の使用料金を甲が状況に応じ随時決定することを了承するものとし
て、本契約を締結することができる。

第6条 甲及び乙は、前項の使用料金を甲が状況に応じ随時決定することを了承するものとし
て、本契約を締結することができる。

第7条 乙は駐車場の使用料金を他に徴収し、又は徴収することができない。ただし乙は、
本契約書の署名欄に記載された住所の占有者に限り、自己の責任と負担において、駐
車場を使用させることができる。

第8条 乙は駐車場の管理費を管理費の注意をもつて使用し、次に掲げる行為をしてはな
らない。

- 一、駐車以外の目的に使用すること。
- 二、駐車場内に発火性又は引火性の高い物品を持ち込むこと。
- 三、他の自動車等の運転使用を妨げるおそれのある行為をすること。
- 四、前各号に規定するものの他駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為をす
ること。

第9条 前項の規定のほか甲が駐車場の管理に必要な規定等を作成し、又は変更して、これを
乙に通知し、若しくは適当な場所に掲示したときは乙はこれを遵守しなければならない。

第10条 駐車場内において整頓車が盗難・衝突・破壊等の事故を起し、または天災地変、
火災その他の事由により滅失、毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償その
他一切の責任を負わない。

第8条 乙が次に掲げる事項に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。

- 一、本契約の条項に違反したとき
- 二、管理規約第15条第5項に該当すると認
定した場合、使用期間満了、契約又は契約の解除によって本契約が終了した場合、乙は罰金に
て直ちに使用駐車場を甲に引渡さなければならない。

第10条 本契約期間中に管理費が交代した場合にも、本契約上の諸義務等は承継される。

第11条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上誠意をもって処理しなければ
ならない。

駐車場 所在地 沖縄県名護市宇茂佐の森5丁目7番2

使用位置 _____ (番)

登録車 名 _____ 登録番号 _____

使用料金 (1区画分月額) _____ 円

(以後は、毎年の通常総会で定められた額)

使用期間 年 月 日から1年間

上記契約の証として、本契約書2通を作成し署名押印の上、甲乙各1通を保持する。

年 月 日

甲 沖縄県名護市宇茂佐の森5丁目7番2
プレサンスロジエ名護宇茂佐ヴォール管理組合
事務取扱係 株式会社現興くるる舎入社
代表取締役 _____ 印

乙 住戸番号 _____ 号
氏 名 _____ 印